

令和2年度定期監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

2 東海村監査基準への準拠

令和2年度定期監査は、東海村監査基準に準拠して実施した。

3 監査の対象及び範囲

総務課，防災原子力安全課，福祉総務課，住民課，区画整理課，会計課，指導室及び議会事務局における令和2年度（令和2年4月1日から令和2年12月末日）に執行した事務事業。

4 監査期日

令和3年2月15日（月） 総務課，議会事務局，区画整理課，防災原子力安全課

令和3年2月19日（金） 福祉総務課，指導室，住民課，会計課

5 監査の着眼点

今回の監査は、主に令和2年度の財務に関する事務の執行及び事業の管理が関係法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

監査対象課室局より事前に関係書類の提出を求め、「予算事業の概要と進捗状況等一覧（様式1）」「歳入・歳出課別科目別調書」「工事請負費等執行状況確認調書（様式2）」「補助金等交付先別確認調書（様式3）」その他関係証憑等を審査した。審査に当たっては、対象課室局長及び関係職員から説明を聴取するとともに、不明・疑問な点については、再度説明を求め確認を行った。このほか、備品の一部に関しては、現物の確認を行った。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行状況及び事業の執行状況は、関係法令等に従い、おおむね適正に処理されていたと認められる。改善，検討を要する事項，また，評価できる点については以下に示す。内容に応じて，それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に努めてもらいたい。

(1) 工事等の施工時期の平準化について

公共工事は、4月以降に入札契約手続きを行うため、4～6月期は工事が減り、年度末に工事完了が集中する。総務省・国土交通省の資料（「地方公共団体における平準化の状況」令和2年4月、データは平成30年度）によれば、平準化率を「4～6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数」と定義した場合、500万円以上の工事について、本村の平準化率は0.42であり、守谷市0.96、潮来市0.72、取手市0.71、水戸市及びつくば市0.70、大洗町0.69などと比較して低い水準となっている。また、担当課においては、年度末の3月期に検査依頼が集中するため、発注時期や方法について全庁的な検討が必要であるとの問題意識を有している。

令和元年6月に、公共工事の品質の確保の促進に関する法律において、施工時期の平準化が発注者責務として明記されるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律においても平準化について規定され、平準化の取組が地方公共団体等の努力義務とされた。

本村における平準化の取組としては、速やかな繰越手続の実施、積算の前倒し、早期執行のために毎年4月と10月に工事発注見通しの公表（250万円以上の工事）を行っている。令和2年4月と10月に公表した対象工事は合計100件、そのうち令和2年9月までに発注予定のものは80件で、全体の80%は第二四半期までに発注が完了するよう努めている。また、工事発注課においては工事発注時期に偏りがないよう部内で調整を行っているとのことである。工期の平均が5.6か月となっている状況の中、早期発注に取り組んでおり、結果として一定の平準化が図られていることは評価できる。

施工時期の平準化は、年間を通じた工事量の安定による技能者の処遇改善や、資機材の効率的な活用等の経営の健全化、ひいては公共工事の品質確保にとって重要であるとともに、令和6年度から建設業についても労働基準法に基づいて時間外労働規制が適用されることとされていることに鑑み、平準化を一層推進する必要がある（総務省・国土交通省の通知文書〔総行第124号、国土入企第9号令和2年5月13日付〕から引用）。

このため、現在実施している上記の取組と併せて、ゼロ債務負担行為を含む債務負担行為の積極的な活用や、余裕期間制度の活用による柔軟な工期の設定についても検討願いたい。

(2) 防災行政無線のデジタル化について

防災行政無線は、屋外スピーカーや戸別受信機を通じ、緊急時における気象・災害・防災情報の周知や、普段の行政からのお知らせなどに使用されている。

本村の設備は、平成8年度から10年度に整備された同報系アナログ式防災行政無線である。このような平成17年12月1日以前の旧規格で製造された設備は、電波法関係法令の改正により、令和4年11月30日までしか使用できないが、それまでに新規格の基準を満たせば継続使用が可能とされている。担当課によれば、令和2

年9月に、その新規格に適合している旨の届出を所管官庁に提出したとのことである。

国は、このような電波法の改正や総務省の周波数再編アクションプランにより、アナログ式防災行政無線については早期にデジタル化を図る方針であり、デジタル化のメリットを自治体に周知し、機器の更新時期に合わせてデジタル方式への早期移行を推進する、とされている。

ちなみに、令和2年3月末現在、茨城県においては、28市町村(約64%)で同報系デジタル式防災無線が設置されている(うち15市町は、同報系アナログ方式を併用)。

本村の防災行政無線は、約23年経過しており、今後は経年劣化による障害・故障の増加や保守部品の製造中止・枯渇なども懸念される。この老朽化の問題と国の方針から、早めにデジタル化への検討を行ったほうがよい。デジタル化する場合、現在各戸に配備されている戸別受信機が使用できず、新たな受信機の導入が必要となる。このようなことを含め、多額の費用を要するので、計画的な取組を進めてもらいたい。

(3) 村議会の中継について

現在、村議会の中継は、防災情報ネットワークによりコミュニティセンターと総合福祉センター絆にリアルタイムで配信され、さらに議会終了の10日ほど後に、議会ホームページに録画がアップロードされている。コミュニティセンターと絆では、令和2年3月から12月の定例議会で、一議会当たり平均124名が視聴している。

ちなみに、議会事務局の調査によれば、一般ネットワークでの議会生中継は、県内では水戸市、日立市、常陸太田市、大洗町など20市町(約45%)で行われている。

言うまでもなく、開かれた議会運営は村議会の責務であり、議会の内容を村民にきちんと届けることは、村政の運営や政策課題、議会活動に対する村民の理解や関心を深めていただく観点から大事なことである。

このため、誰もが容易に議会の生中継を視聴できるように、スマホやタブレット、パソコンでも視聴可能なリアルタイム配信を検討してもらいたい。

(4) テレワーク環境及びオンライン会議環境の整備について

今般の新型コロナウイルス感染症対策において、社会的距離(ソーシャルディスタンス)の確保の取組みが必須となっていることから、令和2年4月22日付け企画総務部長通知による「東海村職員の在宅勤務に関する方針」及び「在宅勤務の実施に係る文書の持ち出しに関する指針」に基づき、在宅勤務における業務効率化を図るため、在宅においても職場と同様の業務が可能となるテレワーク環境を令和2年12月から供用開始した。

限られた職員数の中、テレワーク環境整備事業(新規)として令和2年7月臨時議会補正予算可決後の短期間でテレワークシステムの構築、テレワーク専用の貸出しPC及びモバイルルーターの配備のためのPC賃借等の契約処理を実施したことは評価できる。

また、今年度はオンライン会議環境整備を推進し、ペーパーレス会議用パソコンとテレワーク専用貸出パソコンへzoomミーティングを利用した参加機能や主催側としてのアカウント作成機能を追加した。withコロナ時代におけるオンライン研修・会議等の開催の下支えとなり、職場環境の底上げとなったと考える。

令和3年9月1日に設置される予定のデジタル庁は、国・地方行政のIT化やデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を目的とした、IT分野を担当する省庁であり、今後は地方自治体の情報システムの標準化が進められる見通しである。本村においても「とうかい“まるごと”デジタル化構想」が令和3年度から実施予定であり、既存の電算システムやネットワークもこれらに対応し、調整や変更が必要になると思われる。併せて、使い手となる職員全体のスキルアップも不可欠であり、日々変化するシステム環境へ即応できるよう、職員へ周知・教育体制の整備を推進してもらいたい。

(5) 業務手順書について

地方自治法等の一部を改正する法律(令和2年4月1日施行)により、都道府県・指定都市では内部統制の整備・運用が義務化され、その他の市町村では努力義務とされた。その内部統制の具体的手法の一つとして、業務手順書の活用がある。

具体例として、滋賀県湖南市では、全ての所管業務の業務手順書を整備し、業務を可視化し、組織内で標準化している。この業務手順書には、各課の個々の業務について、業務・事務フローとその中の各事務の内容、関係法令等、請求書・通知書・申請書等必要書類などが、フローチャートを含む表形式で簡潔に示され、毎年、見直しが行われている。

職員の業務が複雑多様化している昨今の状況において、このような業務手順書を活用すれば、法令等を誤って解釈するリスクも減り、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できる。また、人事異動による新たな担当者への業務引継ぎも、正確に、効率よく行える。更に、このような業務手続きの可視化は、今後推進していくICT化やRPA(Robotic Process Automation)、AIの活用に向けて必要となるものであり、業務の効率化や作業ミスの軽減を図るものである。

福祉関係業務や今回監査を行った住民課所掌業務などは、業務手順書と親和性が良いと考えられるので、湖南市のような業務手順書を作成し、活用してはどうかと考える。

(6) 庁舎の老朽化設備等の更新について

役場庁舎は築 23 年を経過し、設備の老朽化に伴い、給排水設備、電気設備、消防設備、電気通信設備、トイレ設備、エレベーター設備などの大規模改修が必要である。また、庁舎敷地においては、駐車場不足の解消や、つまずき転倒防止のためのインターロッキングブロック段差解消などの対策が必要である。

しかしながら、資金計画を含めた庁舎設備更新計画はあるが、予算の制約により計画が進んでいない状況である。

庁舎は多くの住民が利用する施設である。利用者や職員の安全確保、住民サービスの向上、職員の職場環境改善による業務能率の向上の観点から、優先度を決めて予算を確保し、必要な更新を計画的に進めてもらいたい。

(7) 公用車について

公用車の経年劣化が進んでおり、所管課では、購入後 13 年、走行距離 15 万 km を目安に車両の更新をすることが望ましいと考えている。更新計画に基づき車両の更新を進める必要があるが、更新対象車両全ての予算を確保することは難しく、毎年数台が更新できない状況とのことである。

公用車の運行データを調べたところ、令和 2 年 3 月現在、総務課管理車両のうち電気自動車を除く 66 台の月平均稼働率は 75%、電気自動車 7 台の月平均稼働率は 106% であり、公用車はおおむね効率的に運用されていた。このように、よく使われている運用状況において、古い車をいつまでも使い続けていることは安全上好ましくないため、適切な更新が望まれる。

一方、課へ配置されている車の中には、稼働率が低いところ（稼働率が低い、場所が離れているコミュニティセンターや幼稚園などを除く）も見受けられる。共用への変更や稼働率が高い部署への配置、あるいは古いものは廃車にするなど、常に見直し、より無駄のない運用を心掛けてもらいたい。

また、公用車の利用が重なって、必要なときに利用できない場合もあると思われる。例えば、茨城県や原子力機構は、自家用車の公務利用について、原則禁止としつつも、公用車の利用ができないなどのいくつかの要件を充足しているときには特例で認める規定を設けている。本村では、村立小中学校教職員については、自家用車の公務利用に関する取扱要項において自家用車の利用が認められている。村職員においても、このような規定を設けた方がよいのではないかと。

(8) 地域福祉計画推進会議について

「第 4 次地域福祉計画」は、令和 3 年 1 月～2 月にパブリック・コメントを経て策定された。本計画の策定については、地域福祉計画推進会議が協議を行っている。この推進会議は、村民代表として高校生、大学生、社会人及び子育て世代が 5 名、民生委員・児童委員及びボランティアが 3 名、福祉関係 4 名の 12 名の委員と、アド

バイザーとしてこの分野の専門家である大学教授から構成されており、世代や分野のバランスが大変良い。

担当課によると、会議ではグループに分かれた討論も取り入れており、高校生や大学生を含めて活発な議論が行われたとのことである。

住民に密接に関係する重要な計画については、社会や暮らしの変化、多様な価値観の中、多方面からの意見を汲み取ることで、地域の実情に即した良い計画が策定でき、また、計画の検証・評価や改善すべき点の見直しも的確に行える。こうした事例は、会議の性格にもよるが、村の会議のあり方、活性化を考えていく上で、一つの良好事例として参考になるものとする。

(9) 備品の適正管理について

今回の定期監査では、対象課の中から3課を選定し備品台帳の提出を求めるとともに、一部施設において、備品現物の管理状況等について実地で確認を行ったところ、書類棚、ロッカー、机、椅子など台帳未登録の備品が複数あった。その未登録のほとんどは他課で所有していた備品で、本来は所管換えすべきところ前所管課で不用の決定をし、譲り受けていたものであった。

財務規則によると、所管課長は、常に備品の状況を明らかにしておかなければならず、物品で不用の決定をした時は、「売払いのできないものにあつては、廃棄処分をすること。」、譲与については、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例により「公益上の必要に基づき、国等、他の地方公共団体又は私人に物品を譲渡できる」と規定されている。

本事案は、村施設の運営で必要な物品として使用されていることから、備品台帳と現物が一致するよう、速やかに台帳への記載を行うとともに、今後は財務規則に基づき、他課からの物品を譲り受ける際は物品所管替決議書をもって受け入れるようにしてもらいたい。また、全庁的に当該規則に基づく適正な管理をお願いしたい。

以上、報告する。

令和3年3月24日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 吉田 充宏